

令和4年度信州スタートアップステーション運営事業委託業務 公募型プロポーザル審査要領

1 目的

令和4年度信州スタートアップステーション運営事業委託業務を実施する委託事業者の選定を行うにあたり、応募事業者の審査に関し、必要事項を以下のとおり定める。

2 審査委員会の設置

優れた提案者を選定するため、「令和4年度信州スタートアップステーション運営事業委託業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置する。なお、審査委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

3 審査委員会の構成等

(1) 任務 審査委員は、委託候補者となる事業者の選定に関することを審議する。

(2) 審査委員

ア 審査委員は次に掲げる者とし、委員長は長野県産業労働部経営・創業支援課長が当たる。また副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

| | 所属 | 職名 | 備考 |
|---|------------|-----|-----|
| 1 | 経営・創業支援課 | 課長 | 委員長 |
| 2 | 経営・創業支援課 | 企画幹 | 1名 |
| 3 | 産業立地・IT振興課 | 課長 | 1名 |
| 4 | 産業技術課 | 課長 | 1名 |

イ 副委員長は、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときに、その職務を代理する。

(3) 会議

ア 審査委員会は、委員長が招集する。

イ 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

ウ 委員長は、簡易な事項又は急を要する事項については、会議に替えて書面により委員の意見を求めることができる。

エ 審査日に、やむを得ない理由のため出席できない委員は、その委員の推薦する者を代理出席させることができるが、事前に委員長の了承を得るものとする。

4 審査方法等

(1) 審査対象 提案書、添付書類及びプレゼンテーション

(2) 審査基準 別添「審査基準表」のとおり

(3) 採点方法 別添審査表の項目ごとにあらかじめ定めた配点による評価とする。

5 委託候補者の選定方法

別紙「審査基準表」の項目ごとにあらかじめ定めた配点による評価を行い、各審査委員の評価点が60点以上、かつ、その合計が最高点となった者とする。ただし、項目ごとの各審査員の評価点の合計が配点上限の4割を満たさないものが一つ以上ある場合は選定しない。

なお、合計点が同点の際には、審査委員の協議により決定する。